JVETSと 排出量取引の国内統合市場

早稲田大学大学院法務研究科教授 大塚 直

1 排出量取引の試行的実施スキームの 特質(1)

- ·自主行動計画を重視、尊重。
- ・目標の審査:自主行動計画参加企業は、当該参加者の直近の実績以上(目安として、参加者の所属する自主行動計画の目標又は実績のうちいずれか高い水準)
- 事後清算方式を認める。
- 原単位目標を認める。
- モニタリングについては、自主行動計画参加企業は 所属する業界のルールに従い、非参加企業はガイ ドラインに従う。

1 排出量取引の試行的実施スキームの 特質(2)

- 検証については、JVETS参加企業はすべて第三者機関の検証を受けるのに対し、自主行動計画参加企業は排出枠を売却する者と希望者のみ、非参加企業はすべて、政府が適当と認める第三者機関による検証を受ける。
- (その他) 対象物質: エネルギー起源CO2のみ • 例外的に業界団体としての参加を認める

2 試行的実施スキームに対する コメント(1)

①目標設定が適切なものになるか一排出実績より厳しくはする

2 試行的実施スキームに対する コメント(2)

- ②事後清算方式は、東京都の削減量取引と同じく、マ ネーゲーム防止を重視。
- ーーしかし、先渡しは行われることになり、先渡しのアラウアンスについては、事後的に量が変動するため、移転先に引き渡されないリスクが発生し、投機的になり市場が不安定になるのではないか。
- --先渡しについては、当事者間での取引となり、登録簿には現れないから、市場が価格シグナルを発揮できなくなる
- ――期が終わった段階で初めて取引がなされるとすると、取引機会及び取引量が減少
- ――費用効果性は追求しにくくなる

2 試行的実施スキームに対する コメント(3)

- ③統一的なルールの下で、モニタリングがなされていないが、この点は1トンは1トンという排出量取引の基本との関係で問題とならないか。
- ④検証も行われる可能性を少なくしている(特にバンキングしたものを後に売却したくなったときどうするか)
- ⇒②~④は、「実験」としての試行の意味を減じるもの となるのではないか

2 試行的実施スキームに対する コメント(4)

- ⑤検証については、他の排出量取引もJVETSとレベルを同じにしないと、実際には交換が行われなくなるのではないか
- ⇒この点もそうしないと「実験」としての試行の意味が 減じられる
- ⑥検証について:諸外国の制度とわが国の制度
- OCDMや諸外国の制度では、排出量の検証においては、第三者検証機関による合理的保証が求められている。

3 JVETSの重要性

- 1)登録簿がある
- 2)事前交付方式
- 3)総量目標(Cap & Trade)
- 4) モニタリング、検証についてガイドライン(ISO に準拠)
- ――国際的に通用するもの(Rossnagel)
- ※このほか、一部のタイプでは補助金を用いている点 に特色がある
- •(その他)工業プロセスからのCO2も対象

4 JVETSが国内統合市場に 組み込まれたことによる影響

- 〇国内統合市場創設以来、自主行動計画参加 企業はJVETSに参加できなくなった
- ⇒中小企業に限定される